

## 静岡県立大学大学院看護学研究科規程

平成 19 年 4 月 1 日規程第 68 号

最終改正令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 静岡県立大学大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については、静岡県立大学大学院学則（以下「学則」という。）及び静岡県立大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部・厚生省令第 1 号）に係る事項については、この規程の定めるところによる。

(課程及び専攻)

第 2 条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 研究科に、看護学専攻を置く。

4 助産師養成選択科目は、助産師学校として文部科学大臣の指定を受けるものとする。

5 助産師養成選択科目を履修できる者は、保健師助産師看護師法第 21 条各号のいずれかに該当する者とする。

(教育方法)

第 3 条 博士前期課程の教育は、授業科目の授業及び修士論文等の作成に対する指導によって行うものとする。

2 博士後期課程の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成に対する指導によって行うものとする。

(研究指導)

第 4 条 研究科において、教育研究上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、本研究科の学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規程により受けた研究指導は、研究科委員会において審査の上、研究科において受けた研究指導とみなすことができる。

(授業科目及び単位数)

第 5 条 授業科目及び単位数は、大学院学則の別表（一）看護学研究科（博士前期課程）及び大学院学則の別表（二）看護学研究科（博士後期課程）のとおりとする。

(助産師国家試験受験資格)

第 5 条の 2 助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、大学院学則の別表（一）看護学研究科（博士前期課程）の定めるところに従って、第 12 条に規定する博士前期課程修了要件に加えて、所定の単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第 6 条 授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義は、15 時間をもって 1 単位とする。

- (2) 演習は、15 時間をもって1 単位とする。
- (3) 実験又は実習は、30 時間をもって1 単位とする。
- (4) 助産師養成選択科目のうち、演習は30 時間（ただし、助産診断学演習Ⅰ及びⅡについては15 時間）をもって1 単位とし、実習は45 時間（ただし、周産期助産学実習については30 時間）をもって1 単位とする。

（指導教員）

第7条 学生の履修及び研究等を指導するために、研究科長は研究科委員会の議に基づき、学生ごとに指導教員を定める。

2 博士前期課程においては、指導教員及び副指導教員は、研究科担当の教授及び准教授とする。ただし、必要があるときは、研究科委員会の議をもって認めることができる。

3 博士後期課程においては、指導教員及び副指導教員は、研究科担当の教授及び准教授の内、博士論文に関する研究指導を担える者とする。

（授業科目の履修）

第8条 学生は、授業科目の履修にあたっては、授業担当教員の承認を受けた上で、指定する期日までに所定の様式により申告しなければならない。

（単位修得の認定）

第9条 授業科目の単位修得の認定は、口答又は筆答の試験若しくは研究報告の審査により、授業担当教員が行う。

2 前項に規定する単位修得の認定は、各授業科目の授業の終了する学期末に行う。ただし、特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

（成績の評価）

第10条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4段階に評価し、可以上を合格とする。

（単位修得の証明）

第11条 研究科長は、単位を修得した学生が願い出た場合には、単位修得証明書を交付するものとする。

（博士前期課程の修了要件）

第12条 博士前期課程の修了の要件は、在学期間中に大学院学則の別表(一)看護学研究科(博士前期課程)の定めるところに従って所定の単位以上取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の修士論文等の審査については、博士前期課程の目的に応じて適当と認めるときは、特定の研究課題についての研究成果を持って代えることができる。

（博士後期課程の修了要件）

第13条 博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年以上在籍し、在学期間中に大学院学則の別表(二)看護学研究科(博士後期課程)の定めるところに従って所定の単位以上取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項に基づく認定以外、特例による博士の学位の認定は一切行わない。

（学位論文の提出）

第14条 博士前期課程及び博士後期課程の学位論文は、指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第15条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された論文審査員が行う。

- 2 最終試験は、審査した学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び外国語科目について口答又は筆答により行う。
- 3 前二項において、必要に応じ審査委員以外の学部教員の意見を求めることができる。
- 4 学位論文及び最終試験についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会が論文審査員の報告に基づいて行う。

(学位の授与)

第16条 博士前期課程の修了者には、静岡県立大学学位規程の定めるところにより、修士(看護学)の学位を授与する。

- 2 博士後期課程の修了者には、静岡県立大学学位規程の定めるところにより、博士(看護学)の学位を授与する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の2並びに別表1及び2の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成28年4月1日以降入学する者について適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和2年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和4年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。